

市税等の納期限のお知らせ

収税課 (☎ 76 - 1117)

- 普通徴収市県民税 (第3期)
- 国民健康保険税 (第5期)
- 普通徴収介護保険料 (第4期)
- 普通徴収後期高齢者医療保険料 (第3期)

納期限 11月2日(月)

市税等の納付には、簡単な手続きで納め忘れのない「口座振替」をご利用ください。

指定した金融機関の預貯金口座から、納期限の日に自動的に引き落としとして納付できます。

※口座振替をご利用の方は、口座の残高をご確認ください。スマートフォンアプリ「PayB」でも市税等の納付ができます。くわしくはPayBホームページ(<https://payb.jp/>)からご確認ください。

病気や失業など、やむを得ない理由により納期限内での納付が困難な場合は、納付の相談に応じています。

滞納を放置せず、早めに相談してください。電話での相談も受付けています。

■ 休日の納付窓口および納付相談

とき 10月11日(日)、25日(日)

午前8時30分～午後5時15分

ところ 本庁舎2階収税課

平日は忙しく、税金の支払いができない場合は、毎週日曜日に休日開庁をしていますので、ご利用ください。

■ 休日の納付窓口

とき 毎週日曜日(年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

ところ 本庁舎1階市民窓口課

市からの お知らせ

狂犬病予防注射はお済みですか？

環境対策課 (☎ 76 - 1145)

狂犬病予防法で、飼い犬には毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、狂犬病予防注射済票を携行することが義務付けられています。

今年度の狂犬病予防注射済票の発行手続きがまだ済んでいない飼い主の方は、狂犬病予防注射済証を持参し、環境対策課で手続き(手数料550円)をお願いします。

なお、今年度の狂犬病予防注射がまだ済んでいない場合は、動物病院で注射をお願いします。今年度の予防注射の接種期限は12月末日です。

また、犬の散歩時のマナーに関する苦情や相談もあります。フンは必ず持ち帰り、尿は水で洗い流すなどして周囲に迷惑をかけないようにしましょう。

「心にのこる一冊の本」 ～育てよう豊かな心 読書から～

こども政策課 (☎ 76 - 1179)
青少年健全育成市民会議 (少年センター内)
(☎ 71 - 1325)

青少年健全育成市民会議では、10月に「青少年に読書をすすめる市民運動」を展開し、教育長や校長先生の「心にのこる一冊の本」を紹介しています。

青少年がよい本と出会い、心の糧にすることは、青少年の想像力、社会性を養うとともに、豊かな人間性を培う上で大きな役割を果たします。ぜひ家庭でも読書習慣をつけましょう。

「心にのこる一冊の本」は、市内図書館や市ホームページの少年センターのページで紹介していますので、ぜひご覧ください。

浄化槽をお使いの住宅は適正に 管理しましょう

環境対策課 (☎ 76 - 1145)

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにします。

浄化槽の維持管理を適正に行わないと、機能が低下し、悪臭や水質汚濁の原因となるため、定期的な保守点検および年1回の清掃が必要です。

また、浄化槽が正しく設置され、正常に機能しているかを総合的に判断するため、年1回「法定検査」の受検が必要です。

これらは全ての浄化槽について、浄化槽法で義務付けられているため、適正に管理しましょう。

ひとり親控除制度・寄附金税額控除制度が変わります

確定申告について 小牧税務署 (☎ 72-2111) 市・県民税 (住民税) の申告について 市民税課 (☎ 76-1182)

■ ひとり親控除制度について

令和3年度(所得税は令和2年分)から、未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(寡夫)控除の見直しが適用されます。これまで寡婦(寡夫)控除の対象とされなかった方も、子どもを扶養するひとり親で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方は、婚姻歴の有無や性別を問わず、ひとり親控除が適用される場合があります。

▶ 控除額

住民税上の控除額は30万円(所得税上の控除額は35万円)

▶ ひとり親控除を受けるためには

- ・会社勤めの方 年末調整の際に申告
- ・会社勤め以外の方・勤め先で年末調整をされなかった方 ひとり親であることを確定申告書やその他必要書類とともに税務署(市・県民税申告のみをされる方は、市民税課)に確定申告

詳細はこちら→



■ チケットを払い戻さず「寄附」することによる税優遇(寄附金税額控除)制度について

新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払い戻しを受けない(払戻請求権を放棄する)ことを選択された方は、その金額分を「寄附」とみなし、税優遇(寄附金税額控除)を受けられる新たな制度が創設されました。

当該制度が適用されるのは、令和3年度および令和4年度です。(所得税は令和2年分および令和3年分)

▶ 当該制度の対象イベント

以下の条件を2点とも満たすイベントが対象です。

- ・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催予定だったものの、新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて中止等(中止・延期・規模縮小)された文化芸術・スポーツイベント

- ・文部科学大臣の指定を受けたイベント

※対象イベントは、文化庁・スポーツ庁のホームページに順次掲載されます。

※小牧市では、文部科学大臣が指定した全てのイベントを、市民税寄附金税額控除の対象としています。

▶ 寄附金税額控除を受けるためには

確定申告(又は市・県民税申告)が必要です。

主催者に払い戻しをしない旨を連絡して受け取る2種類の証明書(「指定行事証明書」、「払戻請求権放棄証明書」と、確定申告書やその他必要書類を持参のうえ、税務署(市・県民税申告のみをされる方は、市民税課)で確定申告してください。

なお、この制度の対象となるチケット代金は、年間で合計20万円までです。

詳細はこちら▶



10月3日は「ごみ散乱防止市民行動の日」です。

ごみ政策課 (☎ 76-1147)

市では、ごみの散乱防止について、市民や事業者の環境美化意識の向上と理解を深めるため、ごみ散乱防止市民行動の日を毎年設けています。ポイ捨てごみをなくし、つくししいまちにするため一人一人が心がけましょう。

※本年は新型コロナウイルスによる感染症拡大防止の観点から、まち美化ウォーク(清掃活動)は行いません。

マスクのポイ捨てが最近多いみたい!
みんなが健康で快適に過ごせるように、
ごみのポイ捨てはやめましょう!



「ごみ散乱防止市民行動の日」行動宣言

私たちが普段通りなれた道や、見なれた川には、ポイ捨てされたごみの散乱が後を絶ちません。

ごみの落ちていない、きれいで清潔なまちは、ここで暮らす人々みんなの願いです。

これを実現するためには、一人ひとりがモラルを高めること、そして市民、事業者、行政が協力して、良好な環境を保全し、創造していく必要があります。私たちは、まちを汚すようなごみのポイ捨て行為を許さず、小牧に住む人や働く人、みんなが笑顔で快適に過ごせるよう、快適で清潔なまちの実現に向け積極的に取り組むことをここに宣言します。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、内容などが変更になる場合があります。

ご利用ください!! 「行政相談」 10月19日(月)から25日(日)は行政相談週間です!

総務省中部管区行政評価局
(☎ 052-972-7415)

総務省では、国や特殊法人などが行っている仕事について、皆さんから苦情や意見・要望をお受けする「行政相談」を行っています。

市では、毎月第1・3木曜日に行政相談委員が皆さんの相談を受け付けています。

▶ **定例行政相談** 毎月第1・3木曜日午前9時～正午(本庁舎2階相談室)

※年末年始、祝日にあたる場合はお休みです。

※行政相談委員とは、総務大臣から委嘱されている民間のボランティアで、皆さんの身近な相談相手です。

▶ 「行政・法律なんでも相談所」を開設します。

総務省中部管区行政評価局では、「行政・法律なんでも相談所」を開設します。

年金、登記等の行政相談、税金に関する相談、相続・離婚などの法律相談も受け付けます。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご利用ください。

とき 10月14日(水)午前10時～午後3時

ところ ナディアパーク 3階デザインホール
(名古屋市中区栄3-18-1)

市民公開セミナーと無料相談会の開催

コスモス成年後見サポートセンター
(☎ 052-908-3022)

■ **老後の安心教室 終活について考える**

▶ **市民公開セミナー** ※無料

講師 堀己喜男氏(コスモスあいち会員)

- ・成年後見制度の利用の仕方
- ・誰のための成年後見制度実体験をまじえたセミナー
- ・遺言・相続について

▶ **無料相談会** 成年後見・遺言・相続など

※相談会のみ参加可

とき 10月15日(木)

- ・市民公開セミナー 午後1時30分～3時30分
- ・無料相談会 午後3時30分～4時30分

ところ 総合福祉施設ふれあいセンター 3階 大会議室

※事前申込不要

※10月8日(水)市役所で開催予定の「成年後見・相続遺言等の利用支援と書類作成の相談会」は、この市民公開セミナーと無料相談会に兼ねるため開催しません。

無料調停相談会

春日井調停協会 (☎ 31-2262)
予約受付：市民安全課 (☎ 76-1111)

春日井簡易裁判所の民事調停委員および名古屋家庭裁判所の家事調停委員が相談に応じます。

予約制・件数限定(当日も空きがあれば相談可)

■ **相談内容(民事および家事)**

1. 土地や建物の使用、賃貸借に関する争い
2. 交通事故に伴うトラブル
3. 消費者金融(サラ金等)に対する債務整理、貸金・借金の問題
4. 賃金・労働時間・パワハラ・解雇等にかかわる労働問題
5. 日照、通風、騒音など生活上の利益侵害についての争い
6. 損害賠償や慰謝料に関すること
7. 夫婦、親子等の身分関係や相続など家庭内や親族間のもめごと
8. 上記以外の民事および家事に関するもめごと

とき 10月23日(金)午前10時～午後3時

ところ 本庁舎2階 202・203会議室

※相談は無料です。



福祉医療費受給者証の更新について

保険医療課 (☎ 76-1128)

現在の心身障害者医療費受給者証有効期限は10月31日(土)です。11月以降有効となる受給者証の交付には、更新の手続きが必要となりますので申請してください。なお申請後、新しい受給者証を10月中旬以降送付します。

▶ **必要書類** 更新申請書(9月下旬に送付)、健康保険証の写し、診断書もしくは申立書(自閉症状群で受給している方のみ。新型コロナウイルス感染症対策として診断書の提出を省略する場合は申立書。“特定不能の広汎性発達障害”は受給資格要件としての自閉症状群に含まれません)

▶ **申込み** 必要書類を同封の返信用封筒で保険医療課

小牧勤労センター 臨時休館日のお知らせ

小牧勤労センター (☎ 79-7711)

10月13日(火)を施設内設備の保守点検等のため全館にわたり臨時休館日とさせていただきます。



きれいな水の流れるまち 快適な住環境のために下水道への接続を

■ 公共下水道の整備を進めています

下水道は、快適な日常生活に欠くことのできない施設で、汚水の排除、トイレの水洗化、浸水防除といった生活環境の改善のみならず、河川などの水質保全のために重要な施設です。

市は、昭和62年4月1日に一部の区域について公共下水道の供用を開始しました。その後、順次、下水道処理区域を拡大しています。

▶ 工事は絶対必要なの？

下水道の供用開始区域内に住んでいる方は、法律で次のように義務付けられています。

①水洗便所および台所や浴室・洗たくなどの排水は、排水設備を設置して1日も早く下水道へ流さなければなりません。

②くみ取り便所は、3年以内に下水道へ接続しなければなりません。

▶ どこへ頼めばいいの？

工事は、基準に合った排水設備をつくるために必要な技術を習得していると認められた、市が指定している「排水設備指定工事店（以下指定工事店）」以外では行うことができませんので、「指定工事店」を決め、依頼してください。

▶ 費用はどれくらいかかるの？

工事により異なるため、「指定工事店」に見積りをしてもらいましょう。

上下水道業務課
(上水道管理センター内 ☎ 79 - 1407)

■ くみ取り便所を水洗便所に改造したり、浄化槽を撤去して下水道に接続する資金の融資あっせん制度（無利子）があります

▶ 融資のあっせん内容とあっせん額

・くみ取り便所を水洗便所に改造するための便器や洗浄用具の設置工事、これに伴う排水設備工事

1基 54万円以内

・浄化槽の撤去工事、これに伴う排水設備工事

1基 36万円以内

▶ 利子 無利子

▶ 償還方法 融資を受けた月の翌月から36カ月以内の元金均等償還

▶ 融資金融機関 市が指定する金融機関

▶ 申込み 直接指定工事店

※融資あっせん対象者など、詳しくは上下水道業務課までお問い合わせください。

■ 故障したときは？

宅地内の排水管や水洗便所が故障したときは、「指定工事店」に連絡してください。

■ 使用を中止するときは？

家屋を解体したのち、引き続き家屋を建築しない場合や駐車場として利用する場合、庭木の散水などにのみ水道を使用する場合などは、上下水道業務課までお問い合わせください。

都市計画に関する 公聴会の開催

都市整備課 (〒485-8650 住所不要 ☎ 76-1157、
FAX 71-1481 mail toshiseibi@city.komaki.lg.jp)

尾張都市計画公園（駅西公園、樋下公園）について公聴会を開催します。この都市計画について意見のある方は公聴会で意見を述べるができます。

■ 公聴会

とき 11月1日(日)午前10時～

ところ 東庁舎3階 委員会室（公述場所）

■ 原案の閲覧

期間 10月7日(水)～21日(水)

閲覧場所 市役所（都市整備課および情報公開コーナー）、東部・味噌・北里の各市民センター（図書室含む）、市ホームページ

※閉庁日・閉所日は市ホームページのみの閲覧となります。

■ 公述人の募集

閲覧期間内（必着）に公述申立書（閲覧場所および市ホームページに用意）に必要事項を記入し郵送、FAX、メール、または直接都市整備課

■ 傍聴

新型コロナウイルス感染症拡大の観点から、公述人の意見陳述は市ホームページでライブ中継します。

※インターネット環境をお持ちでない方は、市役所に傍聴会場を設けますので10月21日(水)までに都市整備課へご連絡ください。

※公述申立てがなかった場合は公聴会を中止しますので、市ホームページにてお知らせします。

